

平成18年 6月22日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
アイ・ティー・シーネットワーク株式会社
取締役社長 寺 本 一 三

第9期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第9期定時株主総会において、下記のとおり報告し、決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項 第9期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書の報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。
- 決議事項
- 第1号議案 第9期利益処分案承認の件
本件は、原案どおり承認可決され、第9期利益配当金は1株につき6,400円と決定いたしました。
- 第2号議案 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。変更後の概要は次のとおりであります。
1. 公告方法について、周知性の向上および公告掲載費用の節減を図るため、電子公告制度を採用し、定款第5条（公告方法）に所要の変更を行いました。
 2. 当社株式の株式会社東京証券取引所市場第二部への上場に伴い、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）に基づき株式会社証券保管振替機構の取扱銘柄となり、その制度に参加いたしましたので、定款第8条（株式取扱規則）につき所要の変更を行いました。
 3. 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款の定めによって可能となる事項等について、以下の理由により変更を行いました。

第13条：株主総会の招集に際し、株主の皆様の利便性を高めるために、インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示を可能としました。

第15条第1項：株主総会における議決権の代理行使について、代理人の数を明確にするため、規定を変更しました。

第19条第3項：取締役会をより機動的・効率的に運営するため、「会社法」第370条に定めるいわゆる取締役会の書面決議を可能としました。

第29条第2項：社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能としました。

上記のほか、「会社法」に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行いました。

4. 将来の経営環境等の変化に対し機動的な資本政策が行えるよう、「会社法」第165条第2項の規定により、第32条（自己の株式の取得）を新設しました。

第3号議案 取締役5名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、寺本一三、渡辺厚志、前泉康一、金子信幸の4氏は再選され重任し、高田和昭氏は新たに選任され就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、大滝史博氏が新たに選任され、就任いたしました。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、高橋俊一氏が常勤監査役である菊島範一氏の補欠監査役として選任されました。

第6号議案 取締役の報酬額変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役の報酬額を年額1億円以内と変更いたしました。

第7号議案 監査役の報酬額変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役の報酬額を年額4,000万円以内と変更いたしました。

以上

(ご参考)

平成18年6月22日現在の役員構成は以下のとおりであります。

代表取締役社長	寺本	一三
専務取締役	金子	信幸
常務取締役	渡辺	厚志
常務取締役	前泉	康一
* 取締役	高田	和昭
** 常勤監査役	菊島	範一
** 監査役	佐藤	茂隆
** 監査役	遠藤	隆博
** 監査役	大滝	史彰
執行役員	石井	川嶋
執行役員	川嶋	伸介
執行役員	大澤	雅弘
執行役員	松本	博治
執行役員	中田	伸

(注) *は社外取締役、**は社外監査役

以 上

利益配当金のお支払について

第9期利益配当金は、同封の「郵便振替支払通知書」により、払渡期間（平成18年6月23日から平成18年7月31日まで）内に、最寄りの郵便局でお受け取りください。なお、お振込ご指定の方は、「配当金計算書」及び「お振込先について」を同封いたしましたのでご確認くださいませよう、お願い申し上げます。